

第21回世羅郡三町合併協議会

会 議 録

日 時 平成16年8月25日(水)

13時30分

場 所 せらにしタウンセンター

世羅郡三町合併協議会

第 2 1 回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成 1 6 年 8 月 2 5 日 (水)				
召集の場所	せらにしタウンセンター				
開会日時	平成 1 6 年 8 月 2 5 日 (水)				
議長	上 本 仁 志				
会議録署名人	荒瀬 聖子		幾島 文江		溝上 春雄
甲 山 町		世 羅 町		世羅西町	
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口 寛昭		松山 理人		上本 仁志	
水間 茂		後藤審三郎		前原 春夫	
小川 信晃		藤井 忠孝		神川 晴昭	
豊田 勲		徳光 義昭		井上 忠則	
鈴木 道弘		新井富士男		前迫喜久真	
岡本 明美		坂東 辰男		岡田 桂子	
石岡 省吾		梶川 耕治		田丸 克之	
佐藤 陽美		真野 綾		井上 幸枝	
黒木 武彦		寺田 弘美		横山 昇司	
荒瀬 聖子		松村 明美		奥田 正和	
井口 紀介		幾島 文江		溝上 春雄	
檜谷 睦宏		蔵敷 広之		三木 俊三	
1 0 名		1 1 名		1 2 名	
委員総数 3 6 名 / 出席委員 3 4 名					

顧 問					
顧問氏名		出欠	顧問氏名		出欠
小島 敏文			横山 泉		
監査委員					
監査氏名		出欠	監査氏名		出欠
橋本 武生			田中 修三		
			野曾原文男		

第 2 1 回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会 議 事 件 名	ページ
	開会	1
	会長あいさつ	1 ~ 2
	会議録署名委員の指名	3
報 告 事 項		
報告第 31 号	新町の町章候補の選定について	3 ~ 6
協 議 事 項		
協議第 74 号	新町の町章について	6 ~ 12
協議第 75 号	世羅郡三町合併協議会の廃止について	12 ~ 16
その他		16 ~ 40
	閉会	40

午後 1時30分開会

山口事務局長 それでは、ただいまから第21回世羅郡三町合併協議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、皆様におかれましては、第21回協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日の委員の出席者数は、委員総数36名のうち33名となっております。したがって、本日の会議は協議会規約第11条第1項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつを申し上げます。

上本会長 失礼いたします。第21回合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

少しは、朝晩はしのぎやすくなっておりますけども、それでも非常に湿度が高い日が続いておるようでございます。雨も最近少しよく降ってございまして、これから秋の刈り入れ等が少し心配されているような声も聞くところでございますが、委員の皆様におかれましては、本日、大変ご多用な時期にもかかわらず協議会に出席いただきまして、まことにありがとうございました。

また、顧問の小島県会議員様、尾三地域事務所長横山様にもご臨席いただきました。よろしく願いいたします。

本日、第21回協議会で予定させていただいてる協議事項につきましては、お手元に配ってあるとおりでございまして、新町の町章の選定をいただくところでございますが、この協議会も今回で一応最終ということになっておるようでございます。委員さんの中で、いろんな中で、今日までの経過の中でまたいろいろお聞きしたいお尋ね等もあろうかと思いますが、また後ほど積極的な提言の発言もいただくことを期待しております。

そういう中で少し申し上げるんですが、昨今の新聞紙上、またはテレビ等でも非常に三位一体の改革の議論がなされてございまして、非常に国と地方の財政の奪い合いというのは、表現はどうかと思いますが、昨日、ちょうど県から国庫補助負担金等に関する改革案というものが関係地方6団体がまとめたものが手元に届いて、まだ熟慮してないんですが、いわゆる三位の改革の中では、地方公共団体の自己決定、また自己責任の幅を拡大して自由度を高めて創意工夫した施策を展開するということでございまして、住民ニーズに

対応した多様な個性の地域づくりを、国民が豊かさを実感できるようにひとつやっていくというのがこの改革の趣旨であるように思います。

そういう中で、16年度の予算編成においては、非常に三位一体の改革の中身で、国と地方の信頼関係が著しく薄くなって、地方にとっては非常に厳しい状況の中で予算編成になってる現状がございました。

そういう中で、平成16年6月4日に経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004ということが閣議決定されて、政府から、三位一体の改革に関して、おおむね3兆円規模の税源移譲を行うことを前提としての具体的な取りまとめを関係6団体にだしております。それを含めて、今、具体的な案を取りまとめているということの中でこうした書類が届いてございますが、三位一体の改革が進むなかで、いわゆる地方にどれだけの税源移譲が来るのかについては、非常に不透明なものがございます。

具体的な前提条件としては、地方交付税による確実な財政措置が必要だという項目も3番目にあります。これは、税源移譲を直接されても、こうした中山間地の町村にとってはほとんど効果がない、あくまでも財政措置をぴしゃっと、きっちり講じていくということが我々としては必要なんだということを再三申し上げておるんですが、なかなかこのことにつながりがうまくいってないのも、実感としてはございます。

まだまだ非常に厳しい合併議論の中での財政運営や将来方向が少し厳しいものがございますし、また昨日も県から、事務の移譲という中で、助役の方が説明に伺っておるんですが、県から町村へかなりの事務の移譲を行おうとされるというふうなうたわれております。今、合併協議の中であっても、かなりの事務量をこなしながら議論しとる中で、県はなぜこの時期にそこまで厳しく地方へ負担をかけてくるのかという憤りもあるわけですが、これも一つの流れの中なんでございましょうから、我々もそのことは真摯に受けとめるわけですが、簡単には、はいそうですかと言いつける状況ではありません。

そういう中で、2年にわたってのいろんな合併協議をしていただきまして、いよいよ最後の今日、締めくくりというようなことも迎えてございます。ひとつ、時間の許す限りご議論をいただきまして、本日の会議が将来にわたって有効であるというようなことになればということを申し上げまして、開会のあいさつとします。

今日のご苦勞でございました。

山口事務局長 ありがとうございます。

それでは、規約第11条第2項により、会長が会議の議長となるとなっておりますの

で、以後の進行につきましては、会長と交代をいたします。

上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となって議事を努めさせていただきます。

次第3(1)会議録署名委員の指名について、世羅郡三町合併協議会会議運営規定第8条の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

会議録署名委員の指名は、まことに僭越でございますが、順番で各町から1名、その都度指名させていただいております。本日第21回協議会の会議録署名委員は、次の方をお願いしたいと思います。甲山町荒瀬委員、世羅町幾島委員、世羅西町溝上委員、以上3名の方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、次第3(2)の報告事項に移ります。

報告第31号新町の町章候補選定について報告します。金尾幹事長。

金尾幹事長 資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

報告第31号新町の町章候補選定について。

新町の町章候補5作品を次のとおり選定したので報告する。

平成16年8月25日提出。

世羅郡三町合併協議会幹事長金尾則満。

1、町章デザイン募集結果について。

(1)募集期間。平成16年6月15日火曜日から7月15日木曜日。

(2)として、応募総数181作品。うち有効数178作品、無効数3作品。

(3)有効応募数の内訳でございますが、応募資格別内訳。甲山町60作品、世羅町83、世羅西町19、郡内通勤者・通学者3、郡内出身者13、合計178作品であります。

番目として、男女別の内訳であります。男性90、女性88、合計178であります。3ページに移ります。年齢別の内訳であります。10歳代以下35作品、20歳代15作品、30歳代21作品、40歳代21作品、50歳代33作品、60歳代28作品、70歳代以上24作品、不明1作品、計178作品であります。

2番目として、町章候補選定の審議内容についてであります。幹事会を次のとおり開催し、町章候補の選定を行った。

(1)第28回世羅郡三町合併協議会幹事会。

番目として、日時であります。平成16年7月22日木曜日午前9時半から11時

まで。

場所は、世羅分庁舎 2 階会議室であります。

出席状況は、幹事総数 11 名中、出席幹事 9 名でありました。

番目として、審議内容であります。応募のあった 178 作品のデザインのみを記載した資料に基づき、出席幹事全員で意見交換を行い、28 作品に絞り込んだ。その後、絞り込んだ 28 作品を中心に、新町のまちづくりの基本理念である「人と自然が輝くまち」にふさわしい町章かどうか、町旗やバッジにも使用できるデザインかどうかなどの観点も加えながら審議した結果、本候補 5 作品及び補欠候補 3 作品、計 8 作品の選定を全会一致で行った。

(2) 番目として、第 30 回世羅郡三町合併協議会幹事会。

平成 16 年 8 月 11 日 9 時 30 分から 9 時 50 分であります。

同じく、分庁舎 2 階会議室で開催をしました。

出席状況につきましては、11 名であります。

4 ページで、審議内容でございますが、第 28 回世羅郡三町合併協議会幹事会で選定した本候補 5 作品及び補欠候補 3 作品の計 8 作品に係る類似調査の結果報告を委託業者から受け、最終的に協議会へ報告する 5 作品を全会一致で別紙のとおり選定したという経過であります。

5 ページ目に、その 5 作品を掲載しております。

さらに、一つ一つの作品について、作品の趣旨を下段につけて一作品ずつ載せておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

上本会長 ただいま幹事長が報告しましたことで、ご質問がございますでしょうか。

寺田委員。

寺田委員 無効数 3 作品があるんですが、具体的には説明はいいんですが、大まかにどういったような内容の応募があったんかということをご質問をいたします。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 寺田委員のご質問にお答えいたします。

町章デザイン募集要項に基づきまして、チラシの中にも掲載しておりますが、応募資格のところにある要件に該当してない 3 作品ということで、郡外から応募があったわけですけども、その住所等、表示がないために郡外出身者であるということの確認ができないと

ということで、3作品は無効ということでございます。

上本会長 ほかにありますか。

豊田委員。

豊田委員 甲山の豊田です。

調査機関に委託をして、類似のものがあるかというような調査をされたということですが、どの程度の調査をされたのか。例えば、NTTのマーク等でも問題になったと思うんですが、決まってから、これは、例えば民間会社の何か似とるとか、いろんなことがあったときには、どういう措置をとるのか。どこまでの精度が委託されて調査されたのか。

もう一つは、5作品に絞られた中で町内の応募作品は何件あるのか、お尋ねします。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 類似関係のチェックでありますけど、博報堂という会社がございまして、そこに委託をしております。

その中で、調査の名称ということで4点ほどございまして、1点目として、全国都道府県の紋章との類似調査、それから2点目として、全国の自治体、市町村の市章、町村章との類似調査、それと3番目として、商標登録リストによって調査、4点目として、その他として、特に類似や可能性があると思われるマーク等の調査ということで、1点目の調査方法であります。全国都道府県の紋章等との類似調査につきましては、中国博報堂所有のリストにより調査がされております。2点目の全国自治体関係の類似調査であります。博報堂所有の資料、中国年鑑等とありましたけど、そのリストによる調査を行っております。それから、商標登録調査であります。約36万件の商標登録リストにより類似調査、商品とサービス部門1類から42類にわたりチェック、各作品ごとに募集要件を数種類に設定してチェックを行ったということであります。その他の項であります。博報堂所有の資料、デザイン年鑑等というふうにあります。それらによりチェックを行ったという報告を受けております。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 豊田委員のご質問の、5作品について、どういう出身かということですが、これについては、すべて郡内の方でございます。

上本会長 豊田委員。

豊田委員 もし、類似作品が後から発見された場合、どういう措置をとられるかという、これについては。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 そのために類似調査を行ったわけですので、そういうことがないようにということでそういった委託事業を行っておりますので、まずそういうことはないと信じております。

上本会長 他に質問がございますか。

溝上委員。

溝上委員 この5作品の中で、これ応募された原本そのものなんでしょうか、それとも多少審査の中で手を加えられたことがあるのでしょうか、お聞きします。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 この作品につきましては、応募されたままの形での作品ということでございます。

上本会長 それでは、続いて次第3(3)協議事項に入らせていただきます。

協議第74号新町の町章について、事務局から説明いたします。

山口事務局長。

山口事務局長 資料11ページをお開きください。

協議第74号新町の町章について。

新町の町章について提案する。

平成16年8月25日提出。

世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

新町の町章について。

新町の町章については、世羅郡三町合併協議会幹事会が選定した5作品の中から、投票により1作品を選定する。投票による選定方法は、次のとおりとする。

- 1、会長、副会長を除く出席委員全員による単記無記名投票とする。
- 2、開票の結果、投票総数の過半数を得た作品を新町の町章とする。
- 3、過半数を得た作品がない場合は、上位2位の作品による決選投票を行う。
- 4、同数のため上位2位の作品が3作品以上になった場合は、すべて決選投票の対象とする。
- 5、決選投票の結果、最多得票数を得た作品を新町の町章とする。
- 6、最多得票数が同数の場合は、会長、副会長を含む出席委員全員により、再度決選投票を行い、最多得票数を得た作品を新町の町章とする。

7、再度の決選投票でも決定しない場合は、抽選により決定する。

以上でございます。

上本会長 以上、説明いたしました新町の町章につきましては、あらかじめ選定する要件を決めてあるものでございます。このことについて、ご意見ございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上本会長 それでは、新町の町章については、ご確認いただいたということでございます。

その内容で選定に入りたいと思いますが、その間、少し休憩をとりたいと思います。

2時10分まで休憩にしますんで、意見交換等もあれば、ひとつこの機会にお願いしたいと思います。

午後 1時55分休憩

午後 2時10分再開

上本会長 それでは、休憩を閉じまして再開させていただきます。

ただいまから新町の町章選定投票を行わせていただきます。

最初に……。

はい。

徳光委員 濟いませぬ。先ほど申し遅れましたんですが、この色彩、色、色については、もうこれを変えらんとすることにゃならんのでしょうか。薄い色をちいと濃いくするとか、緑の色の薄いのをちいと濃いくするとかというようなことは。

その点、ちょっとお聞きします。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 徳光委員のご質問にお答えをいたします。

色でございますけども、6ページから、それぞれ色につきましても作品の趣旨の中であつたわれておるといふことでございます。したがいまして、こういった色につきましては、一定程度応募された方の色合いを尊重しながら整理をしていくといふことのでいきたいといふことで考えております。

カラーコピーをしてありますんで、実際の色彩というのが、これで見られますとちょっと黒ずんで見えたり明るく見えたりとかいふところもあるわけですが、基本的には応募されてる色をベースに、色にそれぞれ番号がございますんで、それを委託業者等で近い色

で番号をつけ、整理をさせていただくということになると思います。

上本会長 徳光委員、よろしいですか。

徳光委員 カラーコピーで、ええコピーもあれば、ぼけっとしたコピーもあるんですが、これがほんまかどうか確認できないですね、本物を見ないんだから。審査員だけは見られても、私たちはこれを、ぼけたものを見るような感じです。

上本会長 名前とかがあるんで、ちょっとそこら辺を見えないようにして見ていただくように、今から配慮します。

じゃあ、原本をそのテーブルの方へ開示します。

じゃあ、少し休憩させていただきます。申しわけございません。

10分するとして、14時25分までご自由に確認をいただきたいと思います。

午後 2時15分休憩

午後 2時25分再開

上本会長 それでは、再開させていただきます、ただいまから選定の投票を行いたいと思います。

最初に、新町の町章選定投票が公正に行われるよう、開票に当たっては立会人をお願いしたいと思います。

各町の議長さん方をお願いしたいと思います。本日、甲山の議長さんは公務でお休みになってございますので、甲山町におかれましては副議長の小川さんにその任務をお願いいたします。

いかがでございますでしょうか。

〔拍手〕

上本会長 ありがとうございます。

では、開票立会人の方は、後ほど、開票の際には立会をよろしく願いいたします。

それでは、事務局から投票についての説明をさせていただきます。

山口事務局長。

山口事務局長 それでは、ただいまから投票用紙を事務局員がお配りをいたします。

投票用紙には、幹事会において選定された5候補の作品番号をあらかじめ記入しております。それぞれの作品番号の上に丸をつける欄を設けておりますので、自分の選んだ作品の上の欄へ1つだけ丸を記入してください。複数記入のあるものや複数の欄にまたがって丸が記入されているもの、また丸の記入がないものについては、無効とさせていただきます。

す。間違って記入した場合は、消しゴムで消すか、2本線で丸を消してください。

委員の皆さんが記入の済んだことを確認した後、甲山町、世羅町、世羅西町の順で委員の皆さんのお名前を1人ずつ呼びますので、呼ばれた委員の方から投票箱へ投票をしてください。

委員全員の投票が済んだ後、投票箱を置いております机の上で、事務局員4名によって開票を行います。その際、先ほど選任されました3名の開票立会人の方は、立会をお願いをしたいと思いますので開票する机の方へお集まりをいただきたいと思います。開票立会人のもとで、事務局員により開票及び集計、有効・無効票の確認を行います。

開票の結果については、会長より発表をいたします。

なお、開票の結果、過半数を得た作品がない場合は、先ほど確認されました決選投票を行います。

以上が投票の手順でございますが、質問等がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山口事務局長 質問がないようでございますので、それでは投票用紙を配付をいたします。

あわせて、投票箱に何も入っていないことをご確認いただくため投票箱を持ち回りますので、ご確認をいただきたいと思います。

〔投票用紙配付〕

〔投票箱点検〕

山口事務局長 投票用紙を受け取られましたでしょうか。

ありますね。

では、記入をお願いいたします。

記入が済みましたでしょうか。

それでは、ただいまからお名前をお呼びしますので、呼ばれた委員の方から順次こちらの投票箱へ投票をお願いいたします。

〔投票〕

山口事務局長 投票ありがとうございました。

以上で投票が終わりましたので、ただいまから開票を行います。

開票立会人の方は投票箱の方へおいでください。

じゃ、開票をお願いいたします。

〔開 票〕

上本会長 それでは、開票結果を発表します。

投票総数 30票

有効票 30票

無効票 0票

でございます。

作品番号1番 0票

作品番号2番 7票

作品番号3番 11票

作品番号4番 10票

作品番号5番 2票

計 30票

でございます。

したがいまして、いずれの作品についても過半数の票に達してございませんので、先ほど確認しましたように、上位2作品の3番、4番により決選投票を行います。

それでは、決選投票について事務局より説明いたします。

山口事務局長 それでは、決選投票について説明をいたします。

先ほどと同じように事務局員が投票用紙をお配りいたします。

決選投票の投票用紙は、先ほどの投票用紙と違い、自分の選んだ作品番号を直接記入していただくようになります。

投票については、先ほどと同じ手順で行いますので、呼ばれた委員さんから順次お願いをしたいと思います。

以上です。

質問等がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山口事務局長 質問はないということで、それでは投票用紙を配付をいたします。

〔投票用紙配付〕

山口事務局長 先ほど確認されましたように、上位2作品につきましては、3番と4番により決選投票を行うこととなります。

それでは、3番と4番で、どちらかにご記入をお願いいたします。

記入が済みましてでしょうか。

それでは、ただいまからお名前を先ほどのようにお呼びしますので、順次投票箱へ投票をお願いいたします。

〔 投 票 〕

山口事務局長 ありがとうございます。

以上で投票が終わりましたので、ただいまから開票します。

先ほどと同じように開票立会人の方、投票箱の方へおいでください。

〔 開 票 〕

上本会長 決選投票の結果について発表します。

有効票総数 30票

でございます、

作品番号3番 15票

作品番号4番 15票

したがって、決選投票では決めることができませんので、再度決選投票ということになります。

再度、決選投票を行いますが、このことにつきまして、事務局より説明をいたします。

山口事務局長 それでは、再度、決選投票について説明をいたします。

先ほどと同じように、事務局員が投票用紙をお配りいたします。

投票用紙については、先ほどと同じように直接作品番号を記入していただくようになります。

要領については、先ほどと同じです。

今回の投票については、会長、副会長も含めての投票となります。

以上です。

質問等ございますでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

山口事務局長 それでは、投票用紙を配付いたします。

〔 投票用紙配付 〕

山口事務局長 それでは、たびたびでございますが、ただいまからお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた委員から順次投票へお願いいたします。

〔 投 票 〕

それでは、会長、副会長に投票をしていただきます。

上本仁志会長、山口寛昭副会長、松山理人副会長。

山口事務局長 ありがとうございます。

投票が終わりましたので、先ほどと同じように、開票立会人の方は再度お願いいたします。

〔開 票〕

上本会長 開票の結果を発表します。

投票総数 33票

有効票数 33票

でございます。

作品番号3番 16票

作品番号4番 17票

でございます。

よって、作品番号4番が17票で最多得票数を得ておりますので、新町の町章は作品番号4番と決定しました。

それでは、最終作品賞を受賞された方を事務局から発表させます。

山口事務局長。

山口事務局長 最優秀作品賞を受賞された方を発表いたします。

新「世羅町」の町章に決定しました作品番号4番を制作され、最優秀作品賞を受賞された方は、世羅町青水にお住まいの時安浩美さん、39歳でございます。

なお、最優秀作品の授与は、10月1日、役場開庁式の中で行う予定としております。

以上です。

上本会長 それでは、ありがとうございます。

町章の選定につきましては、以上で決定をさせていただきます。

それでは、続いて協議第75号世羅郡三町合併協議会の廃止について、事務局から説明いたします。

山口事務局長。

山口事務局長 12ページをお開きください。

協議第75号世羅郡三町合併協議会の廃止について。

世羅郡三町合併協議会の廃止について提案する。

平成16年8月25日提出。

世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

世羅郡三町合併協議会の廃止について。

平成16年10月1日から世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃し、その区域をもって新たに「世羅町」を設置することに伴い、平成16年9月30日をもって、世羅郡三町合併協議会を廃止する。

以上でございます。

上本会長 ただいま合併協議会の廃止につきまして説明いたしました。

委員の皆さんの中でご質問がございますでしょうか。

豊田委員。

豊田委員 以前の協議会で、組織機構等についてまだまだ明らかになっていない点がありました。人員配置の問題とか、あるいは教育委員会はどこに行くんか、何課はどこへ行くんかともわかっていまして、いろいろ聞いておると、あれはあそこじゃ、あれはあそこじゃと、あるいは新しい課長さんも新聞発表で知るなどしていますが、組織機構については、文書はいつごろ出されるんか、どういう説明をされるんか、そういうことを聞かずにこれを先に議決してもよいのかどうか。その他の項でそういうのはやるのでしょうか、それともいろいろ聞いた後に、これはするものかどうか。

上本会長 基本的には、先ほど言われたことについての質問ということもわかるんですが、一応そのことについては前会で確認したということになってございますんで、そのことを拒否するもんでございませませんが、一応その他の項の中で少し時間を設けることも考えてみたいと思いますんで、あくまでも合併協議の手順の中では、もう実質的に本日が最後というようなことの中でございまして、この議案だけにつきましての中でご質問をいただければというように思います。この後、その他の項でご意見をいただく機会を設けます。

よろしいですか。

ご質問がございますでしょうか。

寺田委員。

寺田委員 よくわからないんですが、協議会の予算については審議をし、可決をして、現在に至っておるところですが、これの決算についてはどうなるのでしょうか。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 寺田委員のご質問にお答えいたします。

合併協議会の予算執行に係る決算、こういったことにつきましては、9月30日をもって打ち切り決算ということで決算をすることになります。したがって、合併協議会の当然会計監査等を受けるわけですが、これにつきましては、新町の監査委員に選任された監査委員をもって合併協議会の会計監査も受けていくと、こういう手順でいくことになります。

以上です。

上本会長 寺田委員。

寺田委員 監査についてはわかったんですが、決算の認定というところを通らずに、監査だけで終わっていくという手順になるんですか。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 合併協議会に、規約上、そういう決算認定等も含めてかけていくようになるわけですが、9月30日をもって協議会を解散ということになりますので、9月30日で打ち切り決算ということで、その認定につきましては、当然新町の中において一定の報告等をさせていただく形になるかということに思っております。

上本会長 他に質問がございますか。

小川委員。

小川委員 甲山の小川です。

私は考えがちょっと違うんじゃないかと思うんですが、3町の対策協議会がこうして廃止されるまで、廃止されることについては、私は当然じゃろうと思うんですが、それについて、先ほど豊田委員からもございましたけれども、まだ決定していない部分、そしてまたさまざまな問題を留保している問題等があるんじゃないかと思うんですが、その辺をここでどのように措置されるかというところを、もう合併期日が決まっているので、そのことについてどうこう言うんじゃないんですが、その問題をある程度ここで述べていただいて、その後に廃止の決定をされた方がいいような気がするんですが、その他の項目でやる話じゃないと思うんですが。

例えば、今まで合併推進室の中でさまざまにご協力、そしてまた一生懸命やっていただいたものも、すべて恐らくその皆さん方も解散をされると思うんですが、地域住民からした場合、本当にこの合併に向けて今まで一生懸命に取り組んでいただいた、そのご苦労に対しては、本当に私も感謝をいたします。感謝をするんですが、その間、さまざまなこ

とで解決できなかった問題等があるかと思うんですが、そういうものもここで堂々と述べていただいて、どのような問題が残っているか、そこら辺を述べていただいた上で、こうして廃止について協議するということがいかなるものですか。

上本会長 当然、これ、9月30日付で新町になるわけでございまして、合併協議会はその時点で廃止になるという議案でございます。もちろん、いろんな問題がございますんで、一応今予定しとるのを、合併協議会につきましては本日が一応最後との位置づけの中で、その前段として9月30日には廃止になるということの今ご確認をいただいておりますのでございます。

もちろん、いろんな問題は確かにございますし、そのことにつきましては、皆さん方からご意見を承った40項目を中心として、いろんな事務事業は進めている分野もございまして、確認でき、終了しておる分野も、いろいろな問題はまだ合併時までに向かっていますし、細部全般についてなかなか系統立って議論していくのは難しいということの中で、その他の項の中でご発言をいただいていることを申し上げたものでございます。

9月30日に解散するというのは、一つの決定事項でございます。その確認をいただくとということに理解いただけませんか。協議会を本日をもって解散するということを申し上げるものではないわけでございます。

小川委員、いかがですか。

小川委員 わからんことはないんですよ。わからんことはないんですが、9月30日をもってこれは廃止、どうしてもしなきゃならんですよ。どうしてもしなきゃならんのですが、その他の項目でその問題を後回しにせずに、個々の問題でそれを話し合っ、それから後でもええんじゃないですか。そこら辺がちょっとよくわからないんです。

例えば、基金の問題にしても、どのぐらい持ち寄って、どのような結果になったのか、その辺も聞きたいんですが、その他の項目で、その辺を合併協議会を廃止した後に解決する、新町になってからそういう問題ももう上げてしまうのか、そこら辺も聞きたいわけですね。ですから、何か、何も無いような気がするんですけど。

上本会長 表現としてその他の項目となると、少し、どういいますか、皆さん方が受けとめるのに弱い面もあるかと思うんですが、いろんな問題という解釈の中でしていただければ。ただ、系統立って議論を今できない できませんというよりも準備してないし、説明員もご存じのようにそんなに今日は来ていませんから、細部にわたってすぐここで即答できる、そういう今回の会議の設定をしてないわけでございますんで、あくまでも事務

的には9月末で切れるということのみのご了解を今回いただいて、ご提案いただいております細部に、いろんな問題につきましての時間は、最初から申し上げておるように、ご意見は、ご示唆をいただくことはやぶさかでないし、我々もそのことについて答えるべきは答えるべきだろうと、個人的には思っております。

小川委員 はい。

上本会長 いかがでしょうか、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

上本会長 それでは、世羅郡三町合併協議会は9月30日をもって廃止するというところをご確認いただいたことにさせていただきます。ありがとうございました。

次の項で、次第4としてその他ということがございました。その他という表現がどうかということもございますが、委員の皆さんの中でどうなっておるかというようなことご意見の中にあるかと思えます。ただ、説明員が各部署にわたっては本日出席しておりませんので、細部にわたって詳しくというのはなかなか難しい面もあるかと思えますが、ここにおけるメンバーの中でしっかり皆さん方のお考えに対してお答えをさせていただきたいと思えますので、随時発言ください。

豊田委員。

豊田委員 先ほど言いかけました組織機構について、ほとんどがおわかりであろうと思うんですが、人員配置のこととか、あるいは何課はどこに配置するかという点、もっと細かに説明願いたいと思うんです。

上本会長 黒木委員。

黒木委員 甲山町の黒木でございます。

先般の協議会におきまして、組織機構等について提示されました。具体的にどうなるのかという質問を受けて、最後に事務局長がお答えになったのは、最後の合併協議会で何をするかというご質問でございますが、まず解散について協議をいただくこととなります。それで、これまで準備をした中身で協議会の方へ報告すべき事項があれば、それもあわせて報告をさせていただくと考えておりますと、こういうお答えがあったんですね。

したがいまして、先ほど来、お話がありますのは、事務所の位置等の問題についてどうかというふうな質問については、まだ決まってないと、こういうことであったわけです。しかし、その後、巷間うわさよれば、どこがどこへ行くのかとか、あるいはそれによって今までのものがどこかへ動くんだとかという話が伝わります。一方では、人事の発表がご

ございました。内示の発表ですね。新聞で見ましたので大方のことはわかるんですけども、そのときに議論された7級課長、6級課長というような話がありました。それが具体的に発表になっておるわけです。

したがって、そういう資料が、当然今日はこの場へ出てくるんじゃないかと、そこで委員の皆さんが不審を持たれたんではないかと。答弁がその場限りで、次へつながってないんじゃないかと。当然、資料はここへ出されるべきだと。あるいは、今日出されないとすれば、今回が最後の協議会だっというふうなお話がありましたけれども、9月30日までであるとすれば、さらに皆さんに集まってもらって話をするのか、そういう説明がないから、我々委員が不審を持つんじゃないかと。

先ほどありました基金の問題、その他いろいろ協議してきた中で、懸案がずっとあったわけです。それがどのようになるかと、こういうふう思うわけですが、資料なしに説明をお聞きしても意味がないんじゃないかというふう思うんですが、資料をお出しになるおつもりがあるのかなのか、まずそれをお聞きして次の話に行きたいと思うんです。

以上でございます。

上本会長 済いません。じゃあ、ちょっとここで休憩を挟ませていただきます。

3時半まで休憩をさせていただきます。

午後 3時15分休憩

午後 3時30分再開

上本会長 休憩を閉じまして再開させていただきます。

先ほど来、豊田委員、また黒木委員の方からご質問いただいてまして、新町の組織機構、このことにつきましては、基本的に前会の中で説明はしてきておると思いますが、そのことにつきまして、我々もお盆明け以降、その組織機構をもとに、7級のポストの内々示をさせていただいております。これも、できるだけ合併後においてスムーズに事務の継承というものが進むということを想定しながら発表しておるものでございまして、各町においてもそういう新聞報道はされておりますので、しておるとおりでございます。もちろん、他に現課長であった者が26名ございますので、そのことにつきましても一定の条件のもとに配置をしておりますが、このことについては本日は公表を避けさせていただきます。

その中で、具体的に少しずつお話を伺う上で、具体的に教育委員会はどこでやるのか、

福祉はどこですか、また建設課はどこですかということが伝わっていないということもございましたので、そこらにつきまして金尾幹事長の方から説明をさせていただきます。

金尾幹事長 それでは、新町の組織の中で、何課がどの位置になるのかというふうなことについて説明をさせていただきたいと思います。

本庁舎は、現甲山町の庁舎であります。

支所については、現世羅西町の庁舎ということでございます。支所については、すべて現世羅西町の庁舎の方に入る予定であります。

それで、福祉課と保健課であります。これが現世羅町の保健福祉センターに入ります。

それと、国土調査室、それと公園整備室、この2課につきましては、現尾三地域事務所、総合庁舎の2階に入ります。今現在、合併協のいる場所です。

それから、環境整備課、これが甲山の環境改善センターの2階に入ります。

建設課、改善センターの1階に入ります。

教育委員会関係ですが、教育委員会につきましては世羅文化センターの方へ入ることになります。

以上が課の配置場所ということに……。

失礼しました。上下水道課、これは現企業団がおりますところへ配置ということになります。

以上が課、室等の配置の場所です。

それと、新町の事務分掌等々があるわけですが、これは9月の広報紙の中で示していきたいというふうに考えております。

上本会長 豊田委員。

豊田委員 今のは、何がどこに設置されるかという場所の説明だけでした。何課へ何人配属するか、9月末をもって何人が退職するか、何人が残るか、給料辺にはどういう配置になるか、そういうところもわからなくて合併協をそのまま閉じるということでは、甚だ心残りがあっていけないんです。やはり、今口で言われまして、合併協では真剣な論議をする場所ですから、そういう文書は当然にも、私たちが請求しなくても出されておるべきもんじゃないでしょうか。そこらの点については、非常に残念に思います。財政の中でも、人件費、一番の重みを持つわけでしょう。そこらについても、やはり

ここでしっかりと、どういうことになりますよということぐらい示されなければいけないんじゃないでしょうか。合併協で真剣な論議したことになるし、わからずに解散。何を聞いてきちゃったんですか言うたら、さあわからんけど解散したよ、これでいいんでしょうか、合併協は。責任がとったとは、私ら言えないと思うんです。だから、こういう不明確な状況では終わりたくない。

ただ、9月1日にそれが、人員については公表されるんなら、9月2日でも3日でももう一回合併協開いて、もっとしっかりとした説明を受けて、そして解散しなければ、そのほかの関係ありますが、余りにもこれではずさんな審議をしたということになるかと思うんです。

上本会長 お言葉の気持ちはわからないことはないんですが、私の方から答えていいのかどうか迷いもございますが、我々が合併協議会の中でご意見をいただいて、いろいろ40項目を基本に事務機構を立ち上げてきて、その根幹を皆さん方にお示して、細部にわたっては職員配置へこれから入っていくわけなんです、そのことについては、今、どこで、何名を配置するかという議論をこうした協議会の中でできるかどうか、そこら辺の考え方、ちょっと私も迷うところがあるんですが、ある程度は執行者の執行責任としての中でそのこともしていく分野にあるのかなという思いもします。もちろん、不透明でしょうということでもなしに、我々も責任持ってこうした協議会の中で委員をいただいた方についての人事配置ということについては、非常にデリケートな思いもございまして、今その作業に入りますし、もちろん9月1日には全職員の内示ということは今想定をしながら各課の調整を図っておりますんで、現時点ではなかなか具体的にこの課を何名よというものすべてが、皆さん方にお示しするのは難しいというふうに思います。

豊田委員 それでは、わかった時点で再度合併協を開いて、ちゃんと報告をされたい。

わからんままに解散するようになるでしょう。もう一回持とうという計画はないのに、了承してくれやということになることは相ならんと思うんです。わからんままに閉じるというのは、お任せしますよということになると思う。

現時点で各課に……。

上本会長 いや、9月1日に辞令行為をさせていただいたものは、我々はもう責任持ってそのことの、新町の10月1日からの人事体制に臨むものを発表するわけでございまして、それはその時点では公表できると思うんですが、公表以前に皆さん方の議論をいたたくということにはならないのかなという思いもあります。

豊田委員 どの職員がどこにというようなことはわからなくていいです。そら、9月以降で結構なんですけど、大体何課には何人というのはちゃんとここでお示しすべきでないでしょうか。退職される人もあれば、その人員も説明されて結構でしょう。

上本会長 総数は、270名というのが一応数字としては、10月1日、職員総数、マイナス1ということも結果的にはあるかと思いますが、その中で職員配置をさせていただくということでございます。

豊田委員 次の方もあると思うんですが、これでは承服できないと私は思ってます。

上本会長 組織機構という一つの大きな土台となる柱につきましては、議論としていただいできて、皆さん方の意見はすべて取り入れたということまで私は言えないものはあるかと思いますが、そういう中で、議論はしていただいできて、一定の中でご確認いただいで作業を進めてきてございます。

後の具体的な配置といったことにつきましては、やはり執行機関としての権威を持って進めるということで、その中身のすべてを議論していただくということはなかなか難しい分野だというふうに思うんですが、ご理解いただけんでしょうかね。

ですから、確認できるとものは確認して、後の具体的な職員の配置、次の段階にはまだ入っておりません、正直言って。それを今月末までに時間を作りながら進めていく作業は、我々に大きな課題として残ってございますが、一応10月1日の内示を行うということは、3町長の確認のもとに、今連絡を、連携を密にして情報交換しながらやっておるということでございます。

他にありますか。

溝上委員。

溝上委員 公民館についてお聞きします。

公民館が、これ、13公民館が設置されるということなんですけども、公民館の形がどういうふうになるのだろうか。いわゆるこれまでと同じような利用方法なのか、人の配置あるいは仕事内容、あるいは住民が利用するための経費負担、あるいはそれが統一されるのかどうか。一応公民館の新しい形についてお聞きします。

上本会長 公民館は、基本的に13館あるものに公民館長をご就任いただく。これは週20時間の館長として位置づくように今確認してます。そして、30時間がある場合は、他の公民館へ特殊なまた機能が、図書館とかついとる場合は30時間と、館長を兼ねるとかというような場合は30時間だというように聞いておりますし、またそれ以外にも各公

民館によっては30時間の公民館長もあるかと思いますが、基本的に20時間と30時間の館長、そして職員を1名配置して公民館業務をしていくというのが、今合併協議会の基本姿勢として進めていこうとしておるものでございます。

小川委員。

小川委員 3点ばかりお聞きします。

まず第1に、新聞紙上でもございましたように、広島県の県の財政も危機に直面しとるようなことが新聞にも出ておりましたが、新町建設計画で17年度、約51億円ぐらいの交付税を予定されております。その予定どおりのものが難しいような状態があるのかなのか、まずその点が第1点と。

もう一点は、今までこうしてさまざまな県についてご討議されてきておると思うんですが、3町で解決をできず、取り残されている問題等がありましたらお聞かせ願いたい。

それからもう一点は、基金等については、3町どのぐらいに最終的にはなったのか、なりそうなのか。あと1カ月余りありますが、ほとんどの項目についてこの法定協議会の中で確認をしておりますが、中身について、ここへ私はどうこう言うんじゃないんですが、その点が今まで問題になっておりますし、私も心配するところでございますので、その点、発表できる範囲で結構ですので、お知らせ願いたいと思います。

上本会長 交付税がこれからどうなるかという議論は、非常にまだまだ我々、私個人的にもつかみにくい分野、先ほどのあいさつの中でも申し上げたように、国庫負担とかいろんなことについて非常に不透明に動いておる分野もございませぬ。この3年間、地方交付税7%減、ずっと続いてきて、特にこの16年度においてはあらゆる削減の幅が12%に及んだということで、非常に16年度の予算編成に苦慮したという、そのことが好転する見込みは出てきていないのかなという思いはしていますよね。非常に我々も注視を持って、いわゆる税源移譲では我々のこういう地方の財政はなかなかうまくいかんだろうというの、一般論として受けとめとるんですが、あくまでも財源移譲になると、具体的に踏み込んで、財務省が交付税を地方の弱いところへ厚く振り向けるということが、そういうことになるのかどうかというのは、非常に不安な要因として残っておると思います。

すべてお答えできませんが、もし具体的にだったら、もう県の川口君じゃなけにゃ難しいというふうに思いますんで。

それと、各町で解決できるという、とらえ方がいろいろあるんで、確かに問題は、常に、行政が運営しておる限りはいろんな問題を一つずつ解決しながら進めておるんで、こ

れが残ってますよなんてなかなか難しく、逃げることではないんですが、また具体的に なりましたら検討したい。

基金につきましては、もちろん今年の16年度の当初予算を審議いたす中で非常に基金 をある程度繰り入れてしのいだということもございまして、なかなか厳しい状況の中で、 一応この3月に合併協議会の中で申し上げておる基金の持ち寄りというのは、基本的には そのまま生きておるといように。

ただ、まだ9月定例議会の中で各町どのような、もし補正予算とか何かというようなこ との中では少しはあるのかなとお見受けしますが、基本的には3助役のほうでも基金温存 ということについて一生懸命取り組んでくれておるもの、目減りするよりは少し増えてい く方向へというのが期待感として持っておりますし、そのように努力しておるといこと であります。

前原委員。

前原委員 先ほど、溝上委員の方からも公民館の運営についてのご質問があったんです が、ちょっと聞くところによりますと、それぞれの公民館を利用した場合には、何か光熱費 等を徴収するというような作業を事務方の方で今やっているということを知っております。 この辺がどういう意味があるのか、非常に不安であります。合併協議会の中では、合 併すると周辺地域がどうなるんかというようなことから、公民館へ職員を配置して、そこ を中心に地域づくりをしていこうということが確認をされておると思います。そうした中 で、公民館を使用した者は光熱費だけは支払いなさいというような、後ずさりをするよ うな形を決めて協議をされておるようですが、全くその辺が、住民から言った場合には非常 に不安があるわけですね。その辺は事実かどうか、確認をしたいと思います。

上本会長 溝上教育長。

溝上教育長 各地域の集会所等も、世羅西もようけあるんですが、そこらも実際は維持 管理費に当たるものについては全部地域の人が払っておるといふうなこともございませ し、極端な例で言いますと、実際は振興区の中で、いろんなグループで活動しておるグル ープが、公民館は無料だと、地域の集会所を使いますと1,000円とか500円とかと いう金が要るといふうなことで、いきなり公民館で練習するといふうなことも起きつ つあります。

そういうようなことで、やはり皆さんにこういうように、やっぱり冷暖房費だけは負担 してもらったらいんじゃないかといふうなことで、結論的に、金額的にはわずかな金

額ですが、お互いに冷暖房を使った場合は実費負担していただくというような方向で今検討させていただいております。

上本会長 前原委員。

前原委員 地域の集会所と公共の施設というのは、おのずから違うと思うんです。その辺の考え方が、非常にこの合併協議会を無視したような考え方も一つありますし、それから合併したことによって、これまでのいろんな制度は、住民が有利な方へ確認をしております。なぜ公民館だけがそういうふうに住民に負担を強いるようなことをせにゃいけんのか、非常にその辺がおかしい思うんですよ。

それから、金額がわずかだからいいじゃないか言うんですが、わずかな金額なら取らなくてもいいんじゃないですか。その事務をする職員の、どういいますか、それに当たる時間とか、それから負担金を、使用料を払う。どこへ支払いするんですか。支払いをするところはないですよ、世羅西の場合でも、各公民館の近くには、そういう問題がありますんで、時間外等はありませんので。是非これは、そういう問題はなくするようにひとつ検討、やり直してもらいたいというふうに要望をして、終わります。

ちょっと申し上げますと、公民館というのは何するとこやというのをやっぱりよう考えてもらわないけん思う。特に、合併して、周辺地域は中心部よりか地域の人が非常に不安を持っておるんですよ。その中で、そういうふうなことをするということ自体がおかしい思うんです。それよりか、どうしたら公民館を使ってもらえるかというような、そういう考え方をもうちょっと検討していただいた方がいいんじゃないか思うんですよ。住民からどうして金を取ろうかというんでなしに、どうして公民館をもうちょっと有効に活用してもらったらいいんか、そのことによって地域づくりができ、行政もそれによって幾らか楽になってくるような、そういう方へ持っていくのが行政じゃないか思うんですがね。特に、合併して広くなったら、そういう形でやっぱりやっていけないといけんのじゃないか思いますよ。

考え直してください。

上本会長 ご意見は、各教育長もいらっしゃいますし、それぞれお受けさせていただきときますが、即答をなかなか今できないと思いますんで。

皆さん方が負担するか、間接的に負担するかという問題につながってくる。これから、地方自治法をやっていく上で大きな根幹の難しい分野にも入ってくる提言もあるわけがございます。非常に、使うものは自分らで払うのか、みんなで負担してという問題につなが

ってくることもあるのかなというのを個人的にちょっと思いました。

ご意見を伺って、ひとつまた検討する機会のあるときにはひとつやってたいと思います。

前原委員 そういうことが、やはりこういう合併なんかして、住民が不利になるという一つの大きな問題になるんですよ。今おっしゃることは、例えば一つの事業をする、道路のほとりの草を刈る、ここらについては、住民もある程度の負担をしていかにやいけん思う。それは人員的に負担をして、お互いに地域をきれいにしていこうと。それとこれは違う思うんですよ。みそもくそも一緒にしないでください。

上本会長 了解しました。

他にございますか。

豊田委員。

豊田委員 今、負担の問題が出ました。ついでにお聞きしたいんですが、乳幼児医療費助成について、確認では、世羅西の例によるということで確認しています。

ところが、今、県の方から、小学校入学まで、完全無料化ではありませんが助成すると。で、一部負担を導入するということになりました。聞くところによりますと、合併したらその方向へ行くんだということを論議しているというように聞くんですが、これでは合併の確認がほごにされる。何のために確認させたんか、何のためにバックしなきゃいけないのかということになりはしませんか。

そこ、どういうことになっているのか、公式にお聞きしたいと思います。

ついでに二、三点申しますが、職務代理者は一体どなたにされるのでしょうか。総務課長にされるのか。聞くところによれば、3町の町長のうち、だれかになってもらうんじょとか。それはなかりょうと思うんですが、そういう話、いろんな話が出ているのですが、はっきりこの場で職務代理者はだれそれだと。

お願いしたい。

そして、世羅西のいわゆる救急施設については、一体どこまで詰められたんか。いつの時点で設置されるんか。

以上3点、お伺いします。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 それじゃあ、私の方から、答えられるところについてですが。

乳幼児医療の関係ですが、今、部会の中でも検討中でありまして。10月1日からということでありまして、それに向けてまだ検討してるということでありまして。

それから、職務執行者はまだ決まっておりません。

それと……。

上本会長 救急業務につきましては、事務は三原の消防署と詰めてますが、具体的につきましては、やはり合併後において新しい議会の中でも議論をいただかなくてはなかなか難しいだろうということの中で進めてございますし、事務的には三原市の消防署と意見を交換をしながら、事務のミスが起きないように進めておるということで、最終的にゴーサインというようなことにつきましては、とても合併時までにはできる話でございませぬし、合併後における議論の中に入って行くというように受けとめてございます。

豊田委員。

豊田委員 乳幼児医療については、確認どおりひとつ進めていただきたい。

世羅西町が5歳までちゃんとやられとったわけで、世羅町が今年4月からそれに倣ってやられたと。甲山は遅れているんですが、県並みです、県の制度そのままですが、先進に合わせたわけですから、確認を。それを、一部負担を導入するというようなことは、大体確認事項をおろそかにするし、そもそもまだ合併してないのに福祉を削っていくということ。前、当初にもこういうことを、合併はいわゆるリストラであるという点から立って、入り口ではいいの言っというて、次第に福祉などを落としていくような状況にならないかという質問をしたことはありますが、そういうことにはさせんという方向の答弁だったと思うんですが、もう合併が決まって、合併協が解散する、こういうことになったら、福祉を落としていく、負担を重くしていく、そういうやり方は、この合併協としては許しちゃうんと思うんです。まだ合併してないうちからそういう検討してもらっちゃ困る。合併にはちゃんと確認事項を守ってもらわにや、何のための合併協だったんかということになるじゃありませんか。町民をだましたことになるでしょう。多くの方が、ああ、今度はよくなるねという期待を持ってるんですよ、子供さんを持ってられる保護者の方は。それを、今、もう落としていく、こういうやり方が今日進められている合併の中身だと私は最初から指摘しておるから、合併そのものは好きじゃないんですが、やむを得ず賛成しましたが、こういうこと、非常に危機感を持っておったんですが、もうそれがあらわれている。非常に残念に思いますから、この点も、先ほどの公民館の問題と同じようにやはり原点に立って、町民を不安に陥れないように、サービスの切り下げをしないように、こういうことをしっかりと、その方を検討していただきたい。町民が、より多くの方が喜んでもらえるような施策のための検討をしてもらいたい、このように思います。

職務代理者については、まだ言える段階にないと言われましたが、どうしても言えないのか、いつ言えるのか、どういう方向を考えているのか、全く中身が答えられていないので残念に思いますが、もう少しつかみどころのある答弁をしてください。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 町長の職務執行者ということでのご質問でございますが、これについて、制度的なことも含めて説明をさせていただきます。

合併と同時に、9月30日をもって特別職の方は失職をされます。したがって、新町において、町長の職務執行者というものを置いて、新しい町長が決まるまではその職務執行者が行政運営に当たっていくと、こういう形になるわけですが、これについては、現在おられます3町長の協議によって職務執行者を定めていくと、こういう手続を進めていくこととなります。したがって、その協議が現在まだ協議中ということでありまして結論が出ておりませんので、いつごろどうかと言われましても、そこについてはこれから協議をされて確認をされ、この職務執行者が決まれば、協議をした中身について当然告示をして知らしめていくと、こういう形になります。

手続的にはそういう形進むということです。

職務代理者ということをおっしゃっておりますが、町長の職務代理者というのは、新町の総務課長と、こういう者が職務代理者ということで決めていくということになります。

上本会長 ほかにありますか。

新井委員。

新井委員 世羅の新井でございます。

先ほど発表がありました新町の組織機構の場所、これなどは、地域末端の住民まで、ロードマップでも作って配布されるのかされないのか。それにまた、自動車に乗られない高齢者の方らの交通手段の案内とか、また電話の局番22局とか25局とかというようなんが入り交じってこれから新機構の中に入ってこうかと思しますので、そういうようなのは、どのように弱者の、高齢者の方々に、9月中ごろまでには是非ともやっとかにや、今の改善センターとか尾三地域事務所、水道局とかというようなところは、ほんま、世羅西の方から行ったらどけへあるんじゃないかというように探すようじゃ、こら事にはならんと思しますので、そういうような場所をはっきりと、ロードマップでも作って、交通手段、芸予バス、中国バスはどこでおりて行きなさい、電話をされるときには局番もはっきり入れて、弱者の住民へサービスができるような方法をとられるのかとられないの

か、そこらをはっきりお聞きしたいと思います。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 新井委員のご質問にお答えいたします。

現在考えております、新井委員のご意見にありましたように、非常に新町発足時においては住民の方が、どの部署がどこにあるのかということも当然混乱をされるということも予想しております。したがって、本庁舎の位置図、こういったものにつきましても、甲山郵便局等が入ったそういう図面も加えながら、新しい町の本庁になるのはここですよというマップも加えて、なおかつ新しい部署の電話番号等も明らかにするよう、現在整理をしております。したがって、それぞれ、先ほど幹事長の方から説明しました各部署の配置、こういった、保健福祉センターとかせら文化センターとか、こういった場所についても位置図、マップをつけて、連絡先の電話番号についても明らかにするよう、合併広報紙の中で、9月号でお知らせをしていくことで現在準備を進めているところでございます。

以上です。

上本会長 黒木委員。

黒木委員 最後の合併協議会のようにございますので、私なりに合併協議会をずっと振り返ってみますと、第1回が一昨年の10月16日に、ここでもございました。それから、実質の審議を得たのが、同じくこのせらにしのタウンセンター。最後が、またせらにしのタウンセンターで、よほど我々、このつばきホールに縁が深かったわけですが、実質審議、1年2カ月やってきたわけですけども、審議の過程の中で、事務局から提案された事項については、ほとんど原案どおり確認をしてきました。

ただ、一番我々が関心もあり、よかったなと思うのは、議員さんの在任特例がなく、22名の定員で、議員定数で同日選挙ができると、このことは本当に、非常によかったんじゃないかなと思うわけです。これが、提案を掲げられた一つでした。それから、組織機構については、イメージ図から、我々の意見が若干反映されて組織に生かされた。それから3つ目は、公民館の運営審議会の委員を置くことにしたと。これが、3つが変わったぐらいのことです。ほとんどは、確認してきたことは、我々本当に真剣に議論してきたつもりでございますが、中身については随分不消化のもんもあったんじゃないかと思うわけです。

そこで、今まで20回あった会議録がそれぞれ出てますが、重ねますとこれぐらいになるんですが、それを新しく世羅町の職員のある方がどれだけ承知しておられるのか。先

般、人事の発表がありましたし、各課長さんを中心に、意欲に燃えておやりになるだろうと思うんですけども、職員までその内容が徹底してるのかどうか。先ほど、私が言いましたように、前回答えられたことが空文化して、全然次には反映してないというふうなのを見ると、ここの協議会で議論したことが、果たして職員の皆さんが知ってるのかどうか。先ほども随分ありました。しかし、負担は軽く、サービスは重くという大前提で協議してきました。私は、これについても、異論も申し上げました。合併を切りに、ひとつもう一遍考え直したらどうですかということも申し上げたいわけです。ですから、それは会議録を見ていただければわかるんですけども、職員の方がどのように承知しておられるのか、どのように現在徹底させておられるのか。合併協の事務局も来月で終わりになるわけですが、その辺の整理をしておられるのかどうか、職員にどのように周知しておられるのか、お聞きしたいわけなんです。

そうでないと、我々、ここで一生懸命議論したことが、本当の新しいまちに向けて生かされるのかどうかということが非常に懸念するわけです。その点をご回答していただければと思います。以上です。

上本会長 お答えしたいと思います。

合併協議会で議論されたこと、それについては、各担当課長と部会の長も出席をしておりました。そういった中で、各部会で議論をする中で、それぞれの町の担当課長あるいは係長等へ伝わっていることと思います。

ただ、部署を超えてというのは、なかなか難しいというのが現状だろうと思います。私たちも、協議会で議論されたこと、こういったこと等について、情報の提供というんですか、そういったことは課長会議等々で行ってきたつもりであります。それぞれの部署の中での職員への情報提供というのはなされていると思いますが、再度、そういったところについて徹底をしてまいりたいと思います。

他にありますか。井口委員。

井口委員 前にもお話ししたと思いますが、固定資産税の評価が3町によって違うという場合ですが、これもし住民から異議を申し出てあれば、どうなるんでしょうか。合併までに整理されておく方がいいのかと思います。

それともう一点、町の財務内容、当初からお話ししてるわけですが、最後ですので、資産があり、負債があったということは、町公報で知るよりは、ひとつ合併協議会の廃止までに公表しといていただきたいと思います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 十分なお答えになるかどうかであります、固定資産の評価等につきましては、3年に1回、固定資産の見直し、評価がえ等を行っております。

そして、今ご指摘あったのは、多分路線価ともう一つのやり方とのことを言われたのかと思うんですが、かなりこれは、路線価がだんだん中心となってきておりますが、そういったことにつきましては評価がえ等々の中でやっていくということになりますので、3年刻みの中で調整をしていくようになるかと思えます。

ただ、税率がどうこうということはまずございませんので、評価の基準といいますが、そういったことについては、一度にいけるかどうかというのはわかりませんが、一定の物差しは必要になってくるんだろうというふうに思います。

あと、財務内容等につきましては、15年度の決算が今議会にありますので、それが終了すれば広報等でお知らせできるだろうというふうに思います。

上本会長 坂東委員。

坂東委員 世羅町の坂東です。

先ほど、部署類について発表があったんですが、今の世羅町の庁舎をどうされるのか。全く管理されない状況になると、いろんな面で不具合が出てくるかと思えます。窓ガラス一枚を割られると、どんどん窓ガラスを割りたくなるっていう心理は一緒だと思うので、地域の環境を考えた中でどう管理されていくのか。また、今後、ある団体かほかの団体に管理を移管されていこうという意思があるのかどうか、これをお尋ねしたいと思えます。

それともう一件、給食の問題のときに、ある学区内で給食の未納があるという話をさせていただきます。これに関して、どう今まで処理されているのか。多分三次だったと思うんですが、課長、教育長、市長の一部給与負担で全部完納されたっていうこと、記事が出ておりましたけど、そういう段階のことを既にやられたのかどうか。

未納の場合、3町合併してどうされるのかという意見を聞かせていただければと思えます。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 現世羅町役場のことでございますが、まだ具体的にどうするといった案は出ておりません。まだ検討中であります。世羅町だけでどうするということにもなりませんので。たしか言われますように、人がいなくなれば非常に管理面等々で問題が生じてく

るというふうに思っています。十分検討していきたいというふうに思います。

小池教育長 給食の未納の問題についてお答えをしたいと思います。

給食費の未納ということについては、世羅町ということで聞いておりますんですけど、現在この給食費の未納ということについては鋭意取り組んでおりまして、今年の3月末ということについては、在校生についてはほとんど徴収という形で済んでおりますんですけど、一部会計の整理が年度の問題がありまして、4月、5月に入って納入されるというようなこともありまして、という形にはとっておるわけでございます。だけど、過年度については、平成5年度等々からありまして、もうほとんど、いろいろ今かけり回ったりしてずっと調査を実施してまいりましたんですけど、このことについてかなりこれを徴収するというのは今難しいという状況も生じておるわけでございます。

そういうことにありまして、本年度については、これは、世羅町については学校給食の特別会計という形でやらせていただいております、合併の17年度からは一般会計にこれ移行するということが今ありますので、このことについてはきちんと整備をして合併に向けてまいりたいと、こういうように今考えておるところでございます。

上本会長 他にありますか。

井上委員。

井上(忠)委員 私はとんでもないことを聞くかわからんですが、合併を間近にして、要するに合併後に決定していく事項、合併前に既に定めておかななくてはならない事項というのが必ず町としてはあると思うんです。そこの部分の提示がなかったのが、前段ではいろんな話が出たんだと思うんですが、要するに、今おられるお三方の町長さんが、今現在では予定として立候補されて挑戦されるわけですから、どなたかが今現時点では新しい新町の町長になられるわけですから、すべて今まで合併協の中で行われた思いっていうのはわかっていただいていると思っております。

その中で、我々の前に提示された新町建設計画というものを提案されて、それを我々は確認してるわけですが、今会長もあいさつの中では、三位一体改革云々かんぬん等々で補助金とか交付税とかいろんな部分が減額されて非常に苦しい部分にあると、それはここにおられる方全員ご存じだと思いますし。

そういった中で、要するに我々の目の前に合併というあめ玉を1つ見せてもらったわけですが、合併特例債の見込みによって、いろいろな建設計画があると思うんですが、それが今現在でもやはり我々の前に提示された、要するに見込み額は変動はなく、あるいは計

画に関しても変動はないと確信が持てるのだろうかどうだろうか。

ただいま、開会の前に会長のあいさつを聞いていますと、非常にどっかの部分では、いろんな部分で見直しが起こってきて、我々の前に提示された金額等々は大きく変わってくるのではなからうかという不安があるわけです。それは、国を信用し、県を信用し、国にしても県にしても、金のない相手を信用して、金のない町村がいろんな事業を組むわけですから、その中では、やはり合併した町村に対しては何らかの措置をしていただかないと困るし、そして代表になられた方もそういった思いではきちっとそのような運びをしていただかなくてはならないと思います。

そういった中で、私、前々回でしたか、のときに質問させていただいたと思うんですが、既にもう合併が間近にしての段階でお尋ねするんですが、上下水道会計の中で、非常に私は大きな問題があるように感じてました。そして、担当町の代表の方からは答弁いただいたのは、計画年度よりかなり遅れるだろうと。計画年度は18年度だったと思うんですが、5年度から18年度ですね、事業年度、それが20年度ぐらいに遅れるんであろうという報告を受けたように思います。

そういった中で、実は、これはこう発言いいもんかどうかわからんですが、私が手元に持ってる資料の中では、要するに16年度、17年度の事業なんていうのは、ほとんど事務経費だけしか組んでいらっやしません。一応、18年度にどかんと一発でやる計画があるわけですが、それが20年度に遅れるであろうという見込みを公表されてますので、これ幸いではないんですが、実は世羅西では既に集落排水あるいは合併槽でそういった環境汚染に対するいろんな事業を組んでます。そういった中で、世羅西における一つの問題としては、要するに集落排水と、同じ住民である合併槽に、措置による処理金額の差等々でいろいろ問題を現時点で世羅西では抱えております。そういった一つの問題が、既に合併しようとする一町村である中で、今から新たに下水道工事等入っていく、しかもそれが膨大な金額を要する。話を聞いてみますと、対象地域の地図はもらいましたけど、そこに住んでいる人口がすべてが入って対象になるような感覚で松山さんがお話をされたように感じてます。

この地域の方々のやはり意識調査等々を、20年度に遅れるようであるならば、新町においては是非ともやっていただいて、そしてやはり加入者の規模をプラスアルファ幾ら見るかっていうような問題があると思うんですが、そこら辺も加味した上で、恐らく加入者に対しては加入予定金額を提示されなくてはならないと思います。今では、まだ何もされ

てない。この地域に2,000人住んでます、だから処理能力を2,500にします、3,000にしますという感覚でこの事業を取り組んでおられる。私は、30億円も40億円も使う事業が、そんな簡単な感じでやっていただいていいんだろうかどうだろうか。そして、財政的にも非常に厳しいのは、みんなそこにおられる3人の町長さん全部、肌身にしてみているらっしゃると思うんです。

そういった中で、そんな安易な形で、合併後、18年度以降に2年間でその事業を仕上げ、本当にこの新世羅町の中の住民の皆さんが喜んでいただけるんだろうか、どうだろうか。この新世羅町には、周辺地域というのはたくさんまだまだ残ってます。そういった方々に対してはどういった考え方で臨んでいかれるんだろうか。

これは新しい町長が決めるんだと言えばそれまでですから、それはそれでいいと思うんですが、そういった部分もきちっと加味した上で、やはりこの事業には取り組んでいただきたいと思います。

でないと、これが逆に、例えば漏れ聞いた話では、行政がこういった事業をすれば、その地域の方は全員入るんだという安易なお考えでやられてるような話も聞いてます。しかし、これは加入金が要るんですから、全員加入するとはわかりません。そういった部分で、それが将来にわたって運営費に非常に多大な負担になる可能性があるわけですから、やはり慎重に取り扱ってほしい。それは、末端地域の方々も含めて、広くみんなで負担をしていくわけです。私だけ、あなただけの問題ではない。

私は、つくづく思ってるのは、今までは、あれは、あれもこれもの行政の時代じゃったけど、今からの行政はあれかこれかだと。だけど、下手をすると、あれかこれかもできなくなる。そういった危機感がこの合併の中にはあると思っています。

そういった中では、こうやって合併協の中で確認という形だけで進んでます。細部にわたっては、私たちは何にも決めてません。そういった中で合併だけがどんどん進んでまいります。それは、新町の中で新しい首長と新しい議会で取り決めをしていただく、それが当然のことだと思うんですが、そういった手続をやはり早急のうちにきちっととっていただきたい。

過去に合併した町村を見ても、4年たっても5年たってもまだ決まってないという町村がいっぱいある。でも町村は動いているんです。何を基準にして動いているんですか。町は、条例とかいろんな定まりの中ですべて動くはず。やはりそういった部分を早く整理されて。

今、世羅西町を事務的に見ても、非常に遅れてます。恐らく合併時に間に合わないと思います。だから、事務局としても我々の前に資料を提示できない部分もあるやに思います。だから、それはそれでやむを得ないことですから、それを早急に定めようとされて、そしてせめて我々この合併委員の中の方々には、懇切丁寧にでもいいですから、何らかの形でお知らせしていただければ、自分たちの取り組んできたことの結果を確認できるんじゃないかと思います。そこで初めて本当の確認は成立するんだと思います。

今では、何も無いのに我々は確認させられています。そういった部分で、どなたがなられるかわかりませんが、そういった事務あるいは最低限の定めを一日も早くやはり進めていただいて、我々地域住民、新世羅町の住民が、ああ、合併してよかったなという形を我々の前に提示していただきたいと思います。

質問か答弁かわからんようなことになってるんですが、上下水道に関しては合併時まで整理をされるという答弁をいただいていますんで、その後整理を完了されてるのかどうか、そしてこの事業がやはり20年度までには完成する予定なのかどうか。ご答弁をいただきたいと思います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 上水、下水の関係であります。先日も甲山町の助役と一緒に県庁の方へ出向きまして、本町の計画、今言われました下水であれば20年に一部供用開始というふうな方向で県庁の方へお願いに行っております。そういった合併協議の中でお約束をしたことが確実にできるようにというふうなことで、つい最近、県庁に出向きまして、担当の室というか、将来に向けての予算等々についてもこれぐらい必要だというふうなことを提示して、説明をして帰ったところであります。県の方も、それに向けて予算の獲得を頑張るといっては言っていたわけですが、冒頭にもありましたように、国の財政状況等々からして一部不安は正直なところあります。計画どおり補助金等々が確保できるかどうかというような点についてはありますけど、それはそれで、やはり担当部署として、あるいはトップとして予算の獲得に頑張るしかならうかというふうに思っています。

それから、上水等につきましても、本年度から既に山田川ダムに向けて動いております。来年はハードの実施というふうなことになるかと思っています。

上本会長 他にございますか。

井上委員。

井上委員 余りしつこく聞いてもいいけんのんですが、来年度からハードの部分へかかるという報告であったと思うんですが、来年度が約1,000万円ですか、1,000万円でハードができるかどうかかわからんですが、それはそれとして、要するに事業に対して50億円余りが恐らくかかると思うんですよ。そのうちのやはり町費負担部分というのは、要するに県あるいは国の補助金以外の部分は町費負担が必ずかかってくるわけですが、そういった部分で、非常に……。私は、こういった事業っていうのは、計画をして住民の前に公表したら、その年度を守るのが行政の責任だと思ってます。その間は、やはりその地域の住民の皆さんは、この事業に対するいろんな対策をストップさせるわけですから、どうぞご自由にやってください、どうぞ行政もご自由にやりますという事業じゃないと思っております。それが、地域住民の方々にはまだ理解されてない。20年になるということも、まだ理解されてない。

そういった中で、ただ行政マンが自己満足だけで事業を進めるんじゃないかという気がしますんで、20年になる予定だということだったら余裕がありますから、是非ともそういった再調査をされて、現実味をきちっと帯びた、能力を持った、例えば集中的に世羅郡の郡民あるいは世羅郡以外から住民を移住させてでも増やすんだという目標があるんならば、それも加えてやはり処理能力を考えていかななくてはならないと思いますんで、是非とももう少し住民に親切なやはり行政運営をしていただきたい。今では、私から言わせると、行政は住民を無視して、事業をしますよと言うだけで、地域住民のニーズといいますか、思いは全然この中へ届いてない。

他町のことですから、余り言うことはできないと思ってたんですが、もう合併を間近にすれば私たちの問題でもあるわけですから、やはりそういったことも踏まえてやっていただきたい。

そしてもう一つ、合併時まで整理すべきことはするという明言をいただいています、町長の口みずから、管理者みずから。その点は、整理がついたのか、ついてないのか、再度答弁をお願いいたします。

松山委員 いろいろご心配をいただいております。これは一連の、長い間かかった問題でございます。あと一年以内に裁判を決着する予定でございます。

いずれにいたしましても、皆さんに納得していただける形での解決をしていき、すべての問題についてそうでございますが、公正で正しい解決をしていかなければいけない、このように強く感じております。そういう方向で、一貫して進めております。

また、先ほど助役の方からも話していただきましたが、世羅町の庁舎の利用方法等につきましては、一番の隘路は、やはり49年という年月がたっております。合併時期から49年たっております、30年に建ちましたから。鉄筋コンクリート構造は50年が寿命ということで、学校や病院は40年を過ぎましたら危険建物として改築の対象になる。恐らく、芸予地震の際もかなりダメージを受けましたし、これを長期にわたって使用することになりますと、耐震調査を行ってかなりの補強をやっていかないと、公共物としての使用は困難であると、このように考えております。

更地にしてしまうか、あるいはこれを一定の補強をやるかというのは、慎重に検討中でございます。

上本会長 豊田委員。

豊田委員 係争中の件、今松山町長が述べられた件について、甲山の町議会としても、合併までにこういう住民との係争中のものは解決すべきだと、合併して新町に持ち込むなという議会議決を全員一致でいたしました。それを送っていると思います。それからまた、下水あるいは上水についても、計画のできとる点については確実な施行をやってほしい、万全の体制でやられたい、こういう議会議決をして送っていると思います。それをしっかりと守ってもらいたい。係争中のことは新町に持ち込んでほしくない。

そもそも、町民を訴えるようなことはすべき問題ではなくて、速やかに和解等のいろいろな方策をとってやられる、そういうことがないまま町長選もやられても、やっぱり問題が残ると思うんです。その方向をとっていただきたい。

それから、下水の件ですが、甲山町議会の中でも言ったことはありますが、余りにも膨大な財政が必要です。ですから、これはまだ景気のいいときに計画をされてきた経過があると思いますが、今日財政が非常に落ち込んで苦しいと、個人の加入もままならない、高齢化がやってきて、もう私は何ぼも生きんのだからもう個人の負担はできない、工事もできないというようなことで、他の市町村においても加入をおくられてきているという実態があると思います。そこらをしっかりと調査をしてやらないと、大きな金をかけても後年度負担、そして利子までつけて、余り利用されないのにお金を払っていく、こういうことはいけないと思うんです。だから、実態に合った規模に見直す、これは必要だと勇断が要るんですけど、そこはやらないと財政がもたない、こう思うんです。合併槽に切りかえられるところは合併槽に切りかえて、早く整備するということが一番今日では正しいんじゃないか、そこらをしっかりと検討していただきたいと思うんです。

公的な事業費も、先ほど言われた。そして、個人の下水道の引き込み等を加えると100億円を超える事業になるんですよ、大体が。よく考えていきたい、いってもらいたいということをお願いなのですが、3町長というても、当事者の方からひとつ明確な答弁をお願いしたいんです。

上本会長 ここへおる全員で受けとめさせていただくということじゃいけんでしょうか。具体的にどうこう言うてもなかなか難しい部分がありますので、豊田委員の非常に新町への提言を謙虚に受けとめさせていただくということで留めさせていただきます。

まだいろいろご意見、こうした時期でございますのであると思うんですが、時間も少しずつ厳しくなっております。いかがでしょうか、一応この程度で本日閉じさせていただくということにはなりませんでしょうか。

それでは、顧問としてこの2年に及んでいろいろご示唆いただいた方々、最後でございますんで、お一人一人コメントを伺いたいと思います。

小島県会議員さん、よろしくをお願いします。

小島顧問 それじゃあ失礼します。私も顧問ということでしたけども、欠席が多くて大変ご無礼をしたわけでございますけども、こうして皆様方が21回にわたる法定協を熱心にご審議いただきまして、40項目を中心として3町の大枠を審議いただいた。心から感謝したいというふうに思っております。

実は、県におきまして、この世羅郡三町の合併については大変高い評価がございます。と申しますのは、やはり3町がそれぞれの思いがありながら、本庁舎は甲山町、支所は世羅西、町名は世羅町、しかも在任特例もあきらめて、40名の議員さん方が用意ドンで22名でいこうと。本当に、今県内、あちこち合併をしておりますけども、平成17年3月の末には86の市町村が二十五、六の市町になります。そういうことで、県におきましてもそうした合併の承認について議論をしておりますけども、その中でもこの世羅郡三町の合併というのは本当に評価を得ておって、皆様方のご労苦に対しまして改めて敬意と感謝を申し上げたいというふうに思っております。

ただ、合併をした後、先ほどから多くの議論がありました。全く委員の皆さん方が申されたこと、事実でございます。

今年度の国の三位一体改革、突然1月に国の方で国庫補助金、地方交付税、交付金、これを一週に3兆円、4兆円、切ったわけでございます。一方において、地方へ行きました金は、いわゆる税源移譲と言うけども、私の記憶では6,700億円を配るといふもので

ありました。広島県も160億円くらい予定よりも予算が減ってきました、大変苦慮をしたわけでございます。これは世羅郡三町においても全くそのとおりでございます。

私、今、県におきまして分権の特別委員会の委員をしておりますけども、そういう中で、果たしてこうやって合併、合併って言うけども、新町建設計画が各市町できるんか、このことが果たして、我々は一生懸命に合併、合併と言ってきたけども、合併の後、本当にそうした特例債を中心にしまして、スムーズな事業運営ができるのかということを経済委員会でも議論をしております。皆様方もその点は、先ほどからの議論があったところでございます。

がしかし、県の答弁は、確かに国の動き、影響、もちろんあります。がしかし、我々が市町に約束を申し上げた、このことは最大限努力するというので、県も我々も一致をしております。

ただ、事業によっては、今後合併をして、進捗状況が恐らく進度調整があるということも、これはやむを得ない。このことは恐らく委員の方々も、言ったことと違うじゃないかということもあろうかと思うんですね。がしかし、これは国の動き等もございまして、非常にやむを得ない。特に1点挙げれば、乳幼児医療、このことは我々はずっと四、五年、7年前から県の方へ訴えてきた。ところが、なかなか県の執行部も聞いてくれないということがありました。ここに来て、やはり少子・高齢化、少子化、このことを何とかせないかんという中で、藤田県知事が突然、就学時までの乳幼児については入・通院500円、ただし14日までは500円払ってください、そこから以降はいいと。それについて、当然政党によっては異論があるわけですけども、それは置いとしまして、やはりそうした県の方針も変わってきた。

しかし、この合併協で議論があった、合併をしてもうかるんかと、もちろんそういう意見もあると思うんですね。しかし、そうした県や国の動きという中で、本当に今は大きな変革期でございます。

いずれにしましても、合併、建設計画、皆様方がお作りいただきました、このことは、是非ともこれから新しい町を担われる新町長さん、そして新議員さんの方々に託したいと思っております。

最後に、公民館の話がありました。皆さん、是非ともこの機会に私は皆さん方をお願いしたい。

実は、去る8月11日の中国新聞の記事を皆様見られたかと思うんですけども、三次市

が双三郡と合併しました。そこで問題は2点ありました。1点は、要するに支所はただ単に管理する予算をつけるだけで、物品購入は全部三次市で集中管理しますよと。これに対して、旧双三郡の方々が、今までは役場へ物を納入しとったけども入れないと、こういう記事でございました。このことは、私は違うと思うんですね。このことは、双三郡の方々が、エリアが広がったと思って三次市役所へ行きゃあいい話ですから。とる、とらんは、努力です。

ただ、私は、思うのは、要するに地域と役所が距離が遠くなる、このことは、今後私は合併をして1年しないうちに議論が出ると思うんですね。そこで、言いたいことは、住民自治と言ってます。国も県も、皆様方十分にご案内いただいておりますが、これからは、いわゆる世羅郡で言えば、旧村単位のいわゆる住民自治をやるんよと、このことが役所と地域の距離を縮めるんだと、今後平成17年3月31日以降はそのことが私は大変重要になってくるというふうに思っておるわけです。そこで、私は、どうか皆さん、この法定協が解散しましても、どうぞそれぞれの地域で、皆様方が中心になって、ひとつ自分の地域の住民自治の私はリーダーとしてやっていただきたい、このことを最後に私は皆様方をお願いしたいというふうに思っておるところでございます。

もろもろ、たくさん言いたいことはありますけども、いずれにしましても、本当にこの世羅郡もかつては30も40も、50ですかね、50ぐらい村があったそうです。それが、明治の合併、昭和の合併、平成の合併、こうして五十余りの町が、村が、たった1つになる。これも時代の趨勢であります。非常に残念ではあるけども、私は、今日新しく町章も決まってきました。非常に立派な町章であります。その難しい話は乗り越えて、ひとつお互い、今後とも力を合わせて、本当にきらっと光る新生世羅町を作っていこうと、そういう気持ちで私もいっぱいでございます。

最後に、本当に21回、皆様方、長時間お疲れでございました。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げて、言葉にかえます。どうもありがとうございました。

上本会長 ありがとうございました。

続いて、横山所長さん、お願いいたします。

横山顧問 皆様方、どうも、大変ご苦労さまでございました。会長さん、副会長さん初め、各委員の方々、今日も真摯な議論を随分とさせていただきました。

もう40日を切りましたけれども、2万の新しい世羅町が10月からいよいよスタートいたします。いずれにしましてもこれから新しい町ができるわけで、これから町内が一体

となって、「人と自然が輝くまち」というキャッチフレーズで作られました建設計画を一つずつ着実にやっていただくということになるかと思っております。

先ほど、小島先生の方からもお話がございました。県といたしましても、建設計画へ上げられました事業については、しっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。

今回、各委員の方々からいろんな意見が出たり、各委員の皆様方にとって非常に行政なりについて詳しい方もいらっしゃいましたけれども、初めてこういう行政の中身についての議論をされて、まさに本当、白熱した、しかも真摯な議論の結果、こういう新しいまちづくりの枠組みができたということで、是非とも、小島先生も先ほどおっしゃいましたけれども、地元へ帰って、それぞれの町、地域で、しっかりと議論されたようなことについて、皆さんと、地域、地域と一緒にやっていただくと。建設計画にも新しい自治を推進するまちづくり、住民主体と、住民参加ということがございました。したがって、私は本当、前回は申し上げましたけれども、手づくりで作られた建設計画なり合併の計画ということだろうと思っております。

それと、私も4月から来まして、この間、今振り返ってみますと、昨年の4月からこの場へ来させていただきましたけれども、やはり協議会の場で一番議論になったのが新町の名称とか、あと議員定数の問題。議員定数の問題については、先ほどからのお話もございましたように、皆さん方の英知によって定数特例なりは使わないというご決断をされました。いずれにしても、これから新しい新生の世羅町が「輝くまち」ということで頑張っていたいただければと思います。皆さん方も、是非とも地域で、それぞれの立場でご活躍していただければと思います。

あと、最後になります。これ、私の私的なことですがけれども、世羅町へ来まして、当然幹線の道路周辺は都市化はしておりますけれども、少し中へ入りますと、石州がわらと、それと稲穂のきれいな田園風景が広がっていると、こういう景色を是非ともいつまでも、大変でしょうけども残していただきたいと、これは私の個人的な思いで申し上げておりますけれども、是非とも、石州がわらと緑の織りなす田園風景というのは財産だろうと思っております。これからなかなかすぐにはできるものではないというふうに思っております。歴史も含めまして、きちっと次の代の方へ伝えていただきたいというふうにお願ひしておきます。

いずれにしても、皆様方、特に事務局の皆さん方も、非常にいろんな今回までの法

定協なりを運営されるに当たって大変なご苦勞をされました。大変ご苦勞さまでございました。皆さん方も是非、本当、合併してよかったというようになっていただくように、しっかりとこれから頑張ってください。

県の方も、小島先生ともども応援してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

上本会長 ありがとうございます。

それでは、本当に長時間にわたりまして慎重審議いただきましたが、まだまだご意見も皆さん方にあつたと思いますが、時間の中で打ち切ったようなことをして申しわけなかったという思いも残っております。それでも、世羅郡三町の合併協議会は、こうして大方2年の経過の中でいろいろな角度から協議をいただきました。9月30日付で一応解散とさせていただきますようになります。

この間、町民の各位におかれましては、合併協議の内容につきましては一定のご理解もいただいておりますし、協議会委員の皆様には並々ならぬご高配、ご意見の数々をいただきまして、本当にありがとうございました。

合併は、国の方針として、我々が好むと好まざるとにかかわらずからの出発という思いもございましたが、それでも世羅郡三町の合併は、町民2万人規模の町として、歴史的な経緯からしてもお互いの気持ち、意識を前向きにつなぎ合えるものと確信しております。重ねて、数々のご支援に、衷心より厚く御礼を申し上げます。

この上は、地域意識にこだわることなく、新生世羅町が力強く大きく発展して、町民の夢を一つ一つ地道に実現できることを祈念し、また合併協議会の会長としてはいろんな面で、お支えいただきました方々にも、心から御礼を申しあげまして、合併協議のすべてを終えさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時07分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の荒瀬聖子委員 幾島文江委員 溝上春雄委員により内容が確認され署名を頂いております。